

「長谷寺会場・朝市会場・飲食の販売について」

☆第37回長谷の市（長谷寺会場・朝市会場）での食品営業については、
下記の注意事項をご確認ください

- 調理済包装食品の販売（原則）

（許可施設で製造した包装済み食品の販売） ※個人が作る食品の販売は出来ません
パン類・菓子類・お弁当・団子・もち・清涼飲料水、アイスクリーム類・乳類
農産加工品 など

食品製造免許または飲食店営業免許を有する者が、あらかじめ容器、または袋等に入れた食品を販売するという主旨です。

注) ☆包装品には、規定の食品ラベルを必ず貼ってください。

（名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、販売者、製造者を表記したもの）